

危険化学品ばら積船の酸の耐食処理に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 S 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IBC コード) 15 章において、酸を運送する場合の特別要件が規定されている。

酸を運送する危険ばら積船にあつては、本会規則では、貨物タンク及び関連の管装置の耐食処理として、耐食性を有するライニングを使用することを認めており、IACS が作成したライニングの定義に関する統一解釈 CC6 を本会規則に取り入れている。

IACS では統一解釈について定期的な見直しを実施しているが、今回、同統一解釈 CC6 に規定されているライニングの定義を見直し、統一解釈 CC6(Rev.1)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 CC6(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ライニングに関する定義を改正した。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積み船

S15 特定の貨物に対する特別要件

S15.11 酸

S15.11.2 を次のように改める。

S15.11.2 耐食処理

- 1. ライニングとは、貨物タンク又は管装置に対し、~~適当な弾性特性を有する~~固体の状態で施工される耐酸性の材料であって、スプレーで施工されないものをいう。
- 2. 規則 S 編 15.11.2 にいう「ライニング材料の弾性率は、母材の弾性率より小としてはない」は、ライニング材と母材の境界で剥離しないことをいう。
- 23. ライニング又は耐食材料の使用は、貨物ポンプ室の囲壁（底面及び底面より 1 m の高さまでの囲壁）にも適用される。